

平成 24 年 3 月 12 日
十日町市総務部財政課

十日町市発注工事の現場代理人の常駐義務緩和について

昨年 3 月発生 of 長野県北部地震及び 7 月発生 of 新潟福島豪雨災害からの迅速な復旧を図るために、工事の現場代理人の常駐義務の緩和（兼任）措置（試行）を行います。

【対象工事】

平成 23 年 8 月 1 日以降に入札した、以下の要件を満たす工事を、原則 5 件まで兼務できることとします。

1. 十日町市が発注した工事（上下水道局発注工事を含む）であること。
2. 兼任する工事の当初請負（契約）金額の合計が 7,000 万円未満であること。
3. 常に市及び工事現場間の連絡が取れる体制にあること。

【手続き】

受注者は、現場代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人兼任届」を提出してください。

- ①現場代理人を兼任しようとする場合は、兼任する工事の監督員それぞれに、「現場代理人兼任届」を提出する。
- ②既に兼任中の現場代理人が、別の工事の現場代理人を兼任しようとする場合は、既に兼任中の工事監督員にも兼任届を提出する。
- ③兼任届を提出後に、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人が、他の工事を兼任している場合も同様とする。
- ④兼任届を提出した後、現場代理人の変更以外で同届の内容に変更が生じても、同届の再提出を行う必要はない。

【注意事項】

現場代理人は、複数の現場を兼任する場合でも、十日町市建設工事請負基準約款第 10 条の規定を順守し、各工事現場の安全管理等を徹底してください。現場の運営、管理に不備が認められた場合は、現場代理人の兼任を認めない場合があります。

現場代理人と主任技術者等は兼ねることができますが、主任技術者等は建設業法の規定で、専任としなければならない場合がありますので、注意してください。